

敷地内

全面禁煙

のお知らせ

令和2年8月1日から



本市では改正健康増進法の趣旨を尊重し、公共の体育施設及び公園施設の敷地内を「**全面禁煙**」とすることになりました。

※電気加熱式タバコ、電子タバコ、類似する製品を含め敷地内では、ご使用できません。

利用者みなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

(公財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団